

令和 7 年度若年技能者人材育成支援等委託事業推進実施計画
(山口県地域技能振興コーナー)

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等 (1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	1 事業の実施体制等 (1) 地域技能振興コーナー ア コーナーを設置 山口県職業能力開発協会内に、窓口となるコーナーを設置し、職員を配置する。 イ コーナーの取組み 本事業を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図る。 ① 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への積極参加を行い、若年者に対して技能者としての努力目標を与えるとともに優れた技能に触れる機会を提供することにより、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の気運の醸成を図る。 ② ものづくりマイスター等が、技能競技大会、技能検定の課題等を活用しながら、広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。 ③ 本事業を効果的に進める観点から、地方公共団体、経済団体等地域関係者による連携会議を設置し、推進計画を策定の上、計画上のスケジュールに沿って、地域関係者の緊密な連携・協力の下に事業展開を図る。 ウ センター等との連携 地域レベルの広報についてはセンターからの指示・連携のもと展開し、厚生労働省及びセンターに対しては、事業の進捗状況、実績等必要な報告を行いながら事業を進める。 また、成果物に関しては、期日までに作成し、納入する。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 山口県職業能力開発協会に設置されたコーナーには、専属の地域技能振興コーナー長を置き、事務分掌に定められた事務を専属に担当する一般職員を、また、経理や会計事務や事務処理の補助をする事務補佐員を必要数配置し、事業を円滑に処理する。

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について (1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和7年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。	2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について (1) ものづくりマイスターの開拓 ものづくりマイスター等の制度の周知とマイスター等の認定登録を促進するため、コーディネーター〔2名配置(月2名×4回程度派遣)：県東部と西部に区分〕をはじめとするコーナー職員が技能向上に積極的に取り組んでいる企業、技能検定受検者等の多い企業、職種別業界団体等を精力的に訪問し、マイスター候補者に係る情報収集（掘り起こし）を積極的に行う。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターをリストアップし、今後、活動する意思の有無を本人に確認し、意思のない方は登録解除を行う。 認定予定者数：8名
(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。	(2) ものづくりマイスターへの説明 認定申請時、職業訓練指導員免許保持者等の免除基準に該当する方を除き、実技指導等の前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を十分説明する。 実施予定回数：2回

(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	(3) 申請書類等の取りまとめ 提出されてきた申請書は、直ちにチェックし、迅速に登録台帳に記載し、取りまとめた上で、センターに期限までに送る。
(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。 また、必要に応じ個人情報	(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 認定されたものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のため、認定後の早い時期に、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を行う。 また、過去3年以上活動機会がなかった方に引き続き活動していただくため活動する意思があるか否かを確認し、活動の意思がある場合には、改めて指導技法等講習の受講か、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行い、再確認の上、依頼する。 研修では、「指導技法」はもちろんのこと、個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等も併せて行う。 また、地域若者サポートステーションから派遣依頼があった場合は、派遣対象者に派遣前の研修を行う。 ・指導技法等講習会（再講習を含む。） 実施予定回数：2回（前期・後期） イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、講習会を実施する。 ウ 交通費の負担 参加者には、旅費を支給することとする。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 関係する職種のマイスターに参加を呼びかけることとする。 参加するものづくりマイスターには、謝金及び旅費を支給することとする。また、東京都で開催され

報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。	た場合にも対応する。
3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を	3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、職員が、技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助並びにものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行う。 また、派遣要請に係る指導ニーズを把握したうえで、効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等を派遣するよう適切なマッチングを行う。本県に適当なものづくりマイスターが存在しない場合には、他県の登録情報を参考に広域派遣

活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート	に努める。
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）	(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施（現代の名工、全技連マイスター等を含む。） ア 派遣対象企業等・指導対象者 派遣目標回数： 500回 目標受講者数：3,600人日 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ①及び②において、 派遣予定回数：250回 目標受講者数：1,000人日 ③ 工業高校等学及び専修学校・各種学校（公共職業能力開発施設を除く。） 派遣予定回数：250回 目標受講者数：2,600人日
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施	(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 地域関係者の協力を得て、ニートの若者に対する就労支援に取り組むサポステからの協力要請があった際は、積極的に実施の検討し協力する。 これまでの実績がないため、当面の目標を次のとおりとする。 実施予定箇所：2箇所（12人日）

イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における「ものづくりの魅力」発信 エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信	イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 地域の教育機関関係者と連携し、児童・生徒のものづくりに関する理解を深め、関心を喚起するため、また、将来、若者自らがものづくりの職場へ就業を目指す環境づくりを進めるために、児童・生徒、教師及び保護者に対し「ものづくりの魅力」を発信するものづくりの実演、魅力を伝える講義、児童・生徒によるものづくり体験等の「ものづくりの魅力講座」を開催する。 また、県内の全小・中学校等（工業高校等は除く）へメール配信を行い、事業紹介のポータルサイトへ誘導し、事業の周知を図る。 【ものづくりの魅力講座】 （内容）ものづくりマイスターに技能の魅力についての語りともものづくりの体験を行う。 対象者：小中学校等の児童・生徒、教師、保護者 実施予定回数： 15回（校） 目標受講者数：450人日 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等における魅力発信 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信により充分代替が可能と思われるため、当面実施する予定はない。
（４）熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	（４）熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施 ア 熟練技能者等による派遣指導 ものづくりマイスター等と同様、周知のため、連携会議の構成団体や県教委への情報提供等を行い、企業等の紹介の依頼や、過去に利用のあった企業や工業高校等を訪問し情報収集を行い、中小企業、工業高校等の新規開拓に努める。 また、定期的に商工団体や工業高校等へメール配信を行い、制度紹介ポータルサイト（中央協会ＨＰにリンク設定）への誘導を行い、理解を深めてもらい、新たな需要の掘り起こしを行う。 派遣予定回数：5回 目標受講者数：100人

	職種：日本料理、西洋料理、フラワー装飾、化学分析等 イ 技能競技全国大会等のメダリストが語る魅力講座 技能競技全国大会等のメダリストである若年技能者が、生徒等の進路、職業選択、技能や精神面での向上を考える上での一助とすることを目的に、高等学校等の若年者を対象に、ものづくりの楽しさ、厳しさ、出場への意気込み等を語る講座や製作実演を実施する。
4 地域における技能振興事業の実施 (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 本協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、「電気溶接」「西洋料理」「電工」の3職種や、他の職種についても関係各企業・団体への選手の参加を呼びかけ、予選大会として競技を行う。 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から参加手数料を徴収する。 参加手数料は、2級技能検定実技試験において実施される予選会の受検手数料を参酌した額とする。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 令和6年度までの参加状況を踏まえるとともに、技能振興の観点から令和7年度は前年度以上の参加者数を見込んでいる。	4 地域における技能振興事業の実施 (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域…山口県内 (イ) 山口県職業能力開発協会との共同実施 多くの企業、団体、教育訓練機関にして、予選大会参加に向けた働きかけを行うなど、参加者の増加に努めることにより、予選大会の活性化、技能尊重気運の醸成等を図り、山口県職業能力開発協会と連携を密にし、予選大会を実施する。 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 本協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、「電気溶接」「西洋料理」「電工」の3職種や、他の職種についても関係各企業・団体への選手の参加を呼びかけ、予選大会として競技を行う。 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から参加手数料を徴収する。 参加手数料は、2級技能検定実技試験において実施される予選会の受検手数料を参酌した額とする。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 令和6年度までの参加状況を踏まえるとともに、技能振興の観点から令和7年度は前年度以上の参加者数を見込んでいる。

参加手数料の額は、当該都道府県における２級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	（ア）技能五輪全国大会に中小企業等から参加する選手等の旅費や選手の工具運搬費を助成 ・第６３回技能五輪全国大会 - 令和７年１０月１７日（金）～２０日（月） - 愛知県常滑市（愛知県国際展示場） - 対象者数（予定）：選手１２人、指導者１０人（９職種、１０社・校） （イ）若年者ものづくり競技大会に参加する選手等の旅費や選手の工具運搬費を助成 ・第２０回若年者ものづくり競技大会 - 令和７年８月３日（日）～８月５日（火） - 香川県高松市（あなぶきアリーナ香川） - 対象者数（予定）：選手１０人、指導者１０人（９職種、５校）
（２）卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和７年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	（２）卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、センターの紹介コンテンツ編集方針に従い、今年度の本県被表彰者の取材を行う等積極的に協力する。
（３）「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	（３）「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応 本協会 HP ページへ、「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、今年度も新規認定を行わない旨を掲示し、周知を図る。 既認定事業者から変更・廃止の連絡を受けた場合は、センターに問い合わせるよう伝えるなど適切に対応する。

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について (1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について (1) 連携会議の設置 本事業を効果的かつ円滑に実施するため、県の行政機関、経済団体、労働局等で構成する連携会議を設置する。 〔構成メンバー〕 山口県産業労働部産業人材課 山口県教育庁高校教育課 山口県教育庁義務教育課 山口労働局職業安定部訓練課 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 山口新聞 山口支社 山口県経営者協会 山口県中小企業団体中央会 山口県商工会議所連合会 山口県商工会連合会 やまぐち産業振興財団
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定(推進計画の決定)、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	(2) 連携会議の開催回数 (1)において設置した連携会議では、1回目は、前年度の実施報告及び当該年度の推進計画の決定及び実施に当たっての助言等、2回目は、事業の実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告し、取りまとめたものを厚生労働省及び中央技能振興センターへ報告する。 感染症の流行下においても緊密に連絡が図れるよう、WEB会議等の開催も含め、積極的に取り組む。 〔開催回数〕 年2回(6月、12月)
(3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育(工業高校以外)及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、5月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取	(3) 都道府県労働局との連携 5月上旬を目途に山口労働局職業安定部を訪問し、関係各課とものづくりマイスター制度の周知、活用について協議する。協力が得られれば、ハローワークでのパンフレット配架や「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」との連携した取り組みを実施する。

組を検討すること。	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置 (1) メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCC を TO、CC 送付 ① 宛先が BCC かをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。 ウ 誤情報送付 ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。(メールの使い回しをしない。) (2) FAX 先誤り ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 (3) 郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。 (4) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 (5) 誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。 (6) その他 (1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。 (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。